

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、かづの土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理事業）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年7月1日から同月29日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所
鹿角市花輪字荒田4番地1 鹿角市役所産業部農地林務課